

1. 事業者の損害賠償責任を免責する条項 [8条]

【現行法の規定 (8条)】

現行法の規定では、以下の条項は無効にはならない
事業者の軽過失による損害賠償責任の一部を免除する条項
民法以外の規定による事業者の不法行為責任を免除する条項

【問題となる事案等】

事業者が軽過失の場合、人身損害について事業者の損害賠償責任の一部を免除する条項は無効にはならない

【考え方 (案)】

事業者の軽過失による人身損害について責任の一部を免除する条項を無効とする / 当該条項は原則として無効とし、合理性がある場合に限り、例外的に有効とする / 現行法の規定を維持した上で、10条の解釈・適用に委ねる
「民法の規定による」という文言を削除する等により、対象を民法以外の規定による不法行為責任にも拡張

2. 損害賠償額の予定・違約金条項 [9条1号]

【現行法の規定 (9条1号)】

- ・「平均的な損害の額」：解除の事由、時期等により同一の区分に分類される複数の同種の契約の解除に伴い、当該事業者が生じる損害の額の平均値を意味し、基本的には消費者が主張・立証責任を負うものと解されている。

【問題となる事案等】

消費者の立証の困難性 (消費者が「当該事業者が生ずべき平均的な損害の額」を主張・立証することは困難を強いるものであるとの指摘)

【考え方 (案)】

立証責任の転換規定を設ける / 裁判所による資料提出命令規定等を設けることで、事業者による主張・立証を制度的に促す / 「同種の事業を行う通常の事業者が生ずべき平均的な損害の額」を原則としたうえで、「当該事業者が生ずべき平均的な損害の額」がより高くなることを当該事業者が主張・立証した場合には、これを超える部分が無効となる / 立法による対応ではなく、適切な運用に委ねる

3. 不当条項の一般条項 [10条]

【現行法の規定 (10条)】

- ・「前段要件」：民法、商法等の任意規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する契約条項
- ・「後段要件」：信義則に反して消費者の利益を一方的に害するもの

【問題となる事案等】

「前段要件」の任意規定には一般的な法理等も含まれるとする最高裁判例の存在

【考え方 (案)】

- ・「前段要件」：「消費者契約の条項であって、当該条項がない場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重するもので」と修正
- ・「後段要件」：当該条項が平易かつ明確でないことを、後段要件該当性を判断する上での重要な要素として明記